

生産行程管理業務規程

平成28年7月22日

1 作成者

住所 (フリガナ) : (〒870-8501)

オオイタケンオオイタシオオテマチ3-1-1

大分県大分市大手町3-1-1

オオイタケンノウリンスイサンプオオイタブランドスイシンカナイ

大分県農林水産部おおいたブランド推進課内

名称 (フリガナ) : オオイタケンカボスシンコウキョウギカイ

大分県カボス振興協議会

代表者 (管理人) の氏名 : 会長 中島 英司

ウェブサイトのアドレス : <http://www.oitakabosu.com/>

2 農林水産物等の区分

区分名 : 第3類 果実類

区分に属する農林水産物等 : その他かんきつ類 (かぼす)

3 農林水産物等の名称

名称 (フリガナ) : (オオイタカボス)

大分かぼす

4 明細書の変更

大分県カボス振興協議会は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1) 生産地・品種の確認

大分県内に所在地を置く農業協同組合 (以下、農業団体) 及びその他出荷組織は、生産者のほ場の場所・栽培されている品種等を記載した園地台帳を大分県カボス振興協議会 (以下、協議会) と共有し、協議会はその内容を確認するとともに、必要に応じて (新植が行われた時等) 現地調査を行い確認する。

(2) 栽培方法の確認

協議会は、生産者に対して栽培方法、貯蔵方法など「大分かぼす」の生産技術に関する研修・指導を実施し、「大分かぼす」の生産に関する技術情報の提供や品質基準等の周知徹底を図るとともに、必要に応じて個別に指導を行う。

(樹形・せん定・摘果)

生産者は「大分かぼす」の樹形、せん定、摘果の実施状況について、「【別紙1】栽培状況調査票」に記入のうえ農業団体又はその他出荷組織に、個人出荷のみを行う生産者にとっては協議会に提出する。農業団体又はその他出荷組織は生産者から提出された「【別紙1】栽培状況調査票」の内容を確認し取りまとめるとともに必要に応じて指導を行う。これらを実施した報告として「【別紙2】栽培状況管理・指導報告書」を協議会へ提出する。協議会はその内容を確認するとともに、必要に応じて現地調査を行い確認する。

(収穫時期)

果実調査については、県、農業団体による果汁歩合調査を実施し、調査結果を「【別紙3】果汁歩合調査表」に記載し、協議会会員で共有する。

農業団体及びその他出荷組織は上記果汁歩合調査結果により出荷適正日を生産者に対し周知する。

(貯蔵)

かぼすの貯蔵を行う農業団体及びその他出荷組織等は、貯蔵開始期に貯蔵行程の確認状況を「【別紙4】貯蔵行程調査票」に記入のうえ、協議会へ提出する。協議会はその内容を確認するとともに、必要に応じて現地調査を行い確認する。

### (3) 出荷規格・最終製品の確認

農業団体及びその他出荷組織は、出荷された果実が緑色であること、形状、傷等について「大分かぼす」出荷マニュアルに従った出荷規格となっているか確認を行い、その結果を「【別紙5】出荷確認及び地理的表示使用報告書」に記載し、協議会に提出する。協議会はその内容を確認するとともに、必要に応じて現地調査を行い確認する。農業団体及びその他出荷組織を介さない出荷に関しては、生産者は「大分かぼす」出荷マニュアルに従った出荷規格になっているか確認を行い、その結果を「【別紙5】出荷確認及び地理的表示使用報告書」に記載し、協議会へ提出する。協議会はその内容を確認するとともに、必要に応じて現地調査を行い確認する。

## 6 明細書適合性の指導

### (1) 生産地について

協議会は、生産地内で生産が行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。農業団体及びその他出荷組織においても同様に警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらず、これに従わなかった場合には、生産者においては「大分かぼす」としての出荷の停止を命じ、農業団体及びその他出荷組織においては協議会会員の資格を停止することもできるものとする。

### (2) 品種及び栽培方法について

協議会は、品種及び栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し是正を求める。農業団体及びその他出荷組織においても同様に警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらず、これに従わなかった場合には、生産者においては「大分かぼす」としての出荷の停止を命じ、農業団体及びその他出荷組織においては協議会会員の資格を停止することもできるものとする。

### (3) 出荷規格について

協議会は、出荷規格に従った出荷が行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。農業団体及びその他出荷組織においても同様に警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらず、これに従わなかった場合には、生産者においては「大分かぼす」としての出荷の停止を命じ、農業団体及びその他出荷組織においては協議会会員の資格を停止することもできるものとする。

## 7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 農業団体及びその他出荷組織等は、前記5の確認の際に、生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしているかぼすについてのみ、地理的表示である「大分かぼす」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。この際、地理的表示である「大分かぼす」及び登録標章を使用している者及び使用がされているもの（包装資材）についても確認し、使用の確認を行った実績資料として「【別紙5】出荷確認及び地理的表示使用報告書」を協議会に提出する。なお、協議会は、生産技術に関する研修会等において、生産者、農業団体及びその他出荷組織に対し、地理的表示である「大分かぼす」及び登録標章の適正な使用について周知徹底を図るとともに、必要に応じて現地確認を行う。
- (2) 農業団体及びその他出荷組織等は、前記5の確認の際に、以下を確認する。
  - ① 生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないかぼすであるにもかかわらず、地理的表示である「大分かぼす」及び登録標章が使用されているかぼす
  - ② 地理的表示である「大分かぼす」のみが使用されているかぼす
  - ③ 登録標章のみが使用されているかぼす
  - ④ 地理的表示である「大分かぼす」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているかぼす

## 8 地理的表示等の使用の指導

- (1) 協議会は、前記5の確認の際に、以下に該当する場合は、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。農業団体及びその他出荷組織においても同様に警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらず、これに従わなかった場合には、生産者においては「大分かぼす」としての出荷の停止を命じ、農業団体及びその他出荷組織においては、協議会会員の資格を停止することもできるものとする。
  - ① 生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないかぼすであるにもかかわらず、地理的表示である「大分かぼす」及び登録標章を使用した場合
  - ② 地理的表示である「大分かぼす」のみを使用している場合
  - ③ 登録標章のみを使用している場合
  - ④ 地理的表示である「大分かぼす」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合
- (2) 協議会は、生産者が生産地・品種・栽培の方法及び出荷規格を満たしていないかぼすを売り渡す際には、地理的表示である「大分かぼす」の基準を満たしていないかぼすであること及び「大分

かぼす」又は類似する名称を仕入れ先において使用できない旨を明確に伝達するよう、生産者に対し周知徹底を図る。

## 9 実績報告書の作成等

協議会は、4月1日から翌年3月末日までを一年度として、年度終了後一ヶ月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料  
「【別紙6】出荷確認及び地理的表示使用一覧表」、「【別紙7】栽培状況管理・指導一覧表」、  
「【別紙8】貯蔵行程管理・指導一覧表」
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

## 10 実績報告書等の保存

協議会は、前記9により作成提出した書類に加え、以下の書類を協議会事務局（大分県大分市大手町3-1-1大分県農林水産部おおいたブランド推進課内）に、その提出の日から5年間保存するものとする。

「園地台帳」、「【別紙1】栽培状況調査票」、「【別紙2】栽培状況管理・指導報告書」、「【別紙3】果汁歩合調査表」、「【別紙4】貯蔵行程調査票」、「【別紙5】出荷確認及び地理的表示使用報告書」

## 11 連絡先

住所又は居所：

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

ファックス番号：

電子メールアドレス：

# 栽培状況調査票

平成〇〇年〇〇月〇〇日

生産者氏名	電話番号
-------	------

## 園地状況

園地面積	a	青果出荷予定	有 ・ 無
------	---	--------	-------

※該当箇所に○

## 栽培状況

① 着果管理	程度 (該当箇所に○)	着果過多 ・ 摘果不足	適正着果
② 枝梢管理	程度 (該当箇所に○)	葉影果多 ・ 葉影果少	問題なし

### 栽培状況管理・指導報告書

大分県カボス振興協議会 御中

〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 印

標記の件、下記のとおり栽培状況を確認しましたので報告いたします。

#### 記

- 1 対象者            〇〇〇〇
- 2 確認日            平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)
- 3 確認者            〇〇 〇〇 印
- 4 栽培状況確認表

樹形・せん定	摘果
良好 ・ 要改善	良好 ・ 着果過多

#### 5 指導記録・状況

--

以下、協議会使用欄

確認日	代表幹事	事務局長	閲覧	担当
〇〇. 〇〇. 〇〇	印	印	印 印 印 印	印

# 平成〇〇年産果汁歩合調査表(露地)

平成 年 月 日  
大分県カボス振興協議会

- ・十分に果汁が出る目安として、果汁歩合20%とされている。
- ・果樹グループカボス・中晩柑チームの生態調査では、「大分1号」の果汁歩合が20%を超えるのが7月27日(過去10年平均)となっている。(下図参照)
- ・果汁歩合は8月に入ると1日当たり約0.4%増加する。

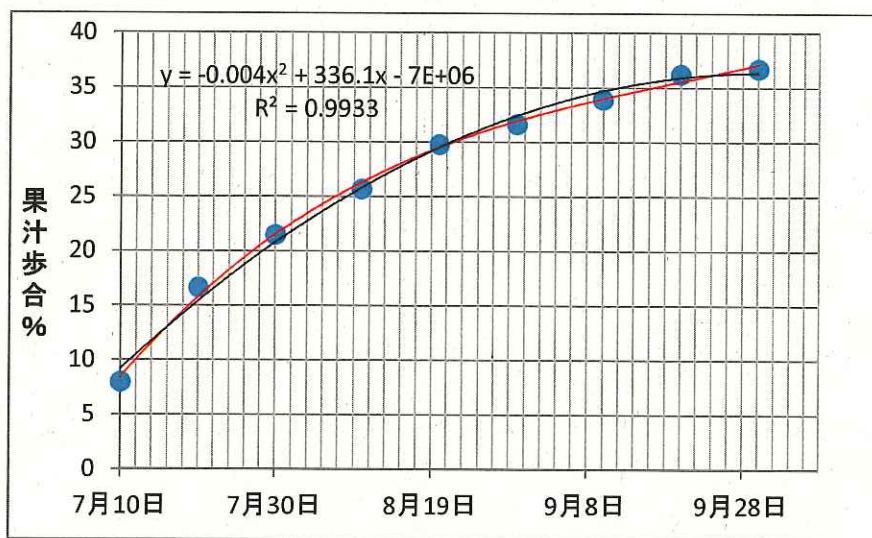


図 カボス「大分1号」の果汁歩合推移(カボス・中晩柑チーム)

表 産地の果汁歩合調査結果(平成〇〇年産)

	採取日	果汁歩合	20%推定日
臼杵地区			
竹田地区			
果樹G			

出荷適正日

## 貯蔵行程調査票

平成〇〇年〇〇月〇〇日

### 貯蔵施設

貯蔵施設名		管理者	
貯蔵施設住所		担当者名	
貯蔵庫容量		担当者連絡先	

### 貯蔵行程確認欄

① 適正な資材を使用していますか？	(該当箇所)○	はい	はい
② 適正な予措を行いましたか？	(該当箇所)○	はい	はい
③ 適正な包装方法で貯蔵していますか？	(該当箇所)○	はい	はい
④ 適正な入庫量となっていていますか？	(該当箇所)○	はい	はい
⑤ 適正な温度管理をしていますか？	(該当箇所)○	はい	はい
⑥ 適正な湿度管理をしていますか？	(該当箇所)○	はい	はい
⑦ 適正な換気が行われていますか？	(該当箇所)○	はい	はい



### 出荷確認及び地理的表示使用報告書

大分県カボス振興協議会 御中

〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 印

標記の件、下記のとおり出荷確認を実施し、地理的表示を使用しましたので報告いたします。

#### 記

- 1 対象期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)

2 使用数量

出荷形態	品種の確認		地理的表示及び GIマーク 使用の確認		規格の確認 (色・形・傷)		数 量	備考
	有	無	有	無	有	無		
	有	無	有	無	有	無		
	有	無	有	無	有	無		
	有	無	有	無	有	無		
	有	無	有	無	有	無		
	有	無	有	無	有	無		
	有	無	有	無	有	無		
	有	無	有	無	有	無		

以下、協議会使用欄

確 認 日	代表幹事	事務局長	閱 覧				担 当
〇〇. 〇〇. 〇〇	印	印	印	印	印	印	印

出荷確認及び地理的表示使用一覧表

大分県カボス振興協議会

Ref 29...1...01

	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5
使用者					
対象期間					
商品名					
品種の確認					
GI使用確認					
規格の確認					
使用数量					

	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
使用者					
対象期間					
商品名					
品種の確認					
GI使用確認					
規格の確認					
使用数量					

栽培状況管理・指導一覧表

大分県カボス振興協議会

Ref 29...1...01

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5
対象者				
確認日				
確認者				
樹形・せん定				
摘果				
指導記録				
No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
対象者				
確認日				
確認者				
樹形・せん定				
摘果				
指導記録				

貯蔵行程管理・指導一覧表

	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5
貯蔵庫					
確認日					
確認者					
使用資材					
予措					
包装方法					
入庫量					
温湿度管理					
換気					
	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
貯蔵庫					
確認日					
確認者					
使用資材					
予措					
包装方法					
入庫量					
温湿度管理					
換気					